



日刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

91.7.23 No.3432

千葉支社に

基本要請提出 要点解説 ③ 運転保安プロジェクト

運転保安プロジェクトは、7月10日、第3回検討会を開催し、JR千葉支社に対する基本要請をとりまとめ、翌11日、申し入れを行いました。今号・次号にわたって、この要請のポイントについて解説します。

1. 動力車乗務員の労働条件について、次のとおり改善すること。

- (1) 1日平均の労働時間を7時間16分とし、乗務割交番はこの労働時間の範囲内で作成すること
- (2) 車種別の1日平均乗務キロが、交番速度に対応する1基準日当り乗務キロは次表に掲げる乗務キロを限度に作成すること

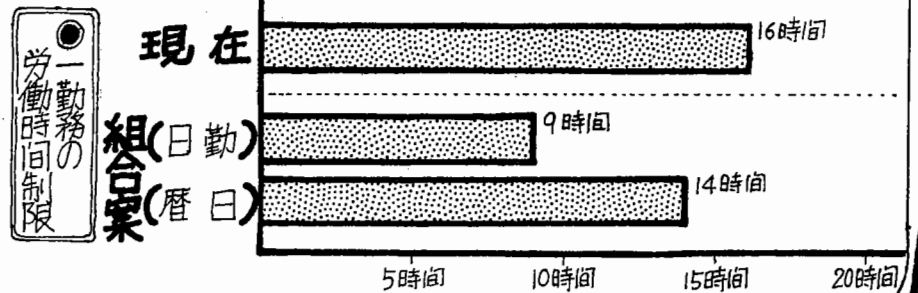
交番速度	1基準日当り乗務キロ	交番速度	1基準日当り乗務キロ
10キロ未満	36	40～45キロ未満	163
10～15キロ未満	54	45～50キロ未満	181
15～20キロ未満	72	50～55キロ未満	199
20～25キロ未満	90	55～60キロ未満	217
25～30キロ未満	108	60～65キロ未満	235
30～35キロ未満	127	65～70キロ未満	254
35～40キロ未満	145	70キロ以上	272

- (3) 日勤作業は9時間、暦日に亘る作業は14時間を限度とし、暦日に亘る作業は6時間以上の連続した睡眠時間を確保すること
- (4) 1継続乗務時間および1継続乗務キロの制限について
 - ① 一般線区
 - 1継続乗務時間は、3時間30分を限度とする
 - 1継続乗務キロは、160キロメートルを限度とする
 - ② 東京圏通勤線区
 - 1継続乗務時間は、2時間10分を限度とする
 - 1継続乗務キロは、80キロメートルを限度とする
- (5) 行先地で10分以内で折返列車に乗務する場合、原則として段落し運用とすること
- (6) 食事時間は、原則として60分以上確保すること

2. 運転時分について、次のとおり改善すること。

- (1) 錦糸町～成田間の特急、快速列車について、余裕時分を設けること
- (2) 錦糸町～成田空港間のエクスプレスについて、余裕時分を設けること
- (3) 千葉～成田間の普通列車について、運転時分を延ばすこと
- (4) 管内快速列車(5000台)について、運転時分を延ばすこと
- (5) 京葉線、東京～蘇我間の快速、各停電車について、余裕時分を設けること
- (6) 総武・中央緩行線、千葉～三鷹間の各停電車について、余裕時分を設けること
- (7) 停車時分は、30秒以上とすること。ただし、乗継交代の場合は60秒以上確保すること

現在、1勤務の労働時間の制限については、「16時間を限度とする」となっています。これでは、実質的には、無制限と言っているに等しいものです。従って、組合としては、日勤・泊り勤務に分けて、1勤務の労働時間制限を求め、かつ、暦日にわたる場合は、6時間以上の連続した睡眠時間を要求しています。なお、暫定的にこのような時間制限を求め、最終的には、日本産業衛生学会運転労働安全衛生委員会の「運転労働における労働衛生施策に関する意見書」にあるように、最長8時間以内(高速区間7時間以内)を要求したいと考えています。



1継続乗務時間・乗務キロの制限は運転保安確保にとって最重要の課題です。現在の「1継続6時間」は全く非常識な規定です。組合要求としては、これも暫定的な要求であり、最終的には、「おおむね一連続2時間を目安に休憩をとることが疲労対策上、また安全対策上不可欠」(労働科学研究所)との指摘や日本産業衛生学会の意見書における指摘を参考に、さらなる短縮を要求したいと考えています。

	一般線区		東京圏通勤線区	
	1継続乗務時間	1継続乗務キロ	1継続乗務時間	1継続乗務キロ
現在	6時間	220キロ	3時間15分	120キロ
組合要求	3時間30分	160キロ	2時間10分	80キロ

現在のような運転時分の無理な切りぢぢめは、安全を決定的に脅かすものです。われわれは、東中野事故を忘れることはできません。とくに、成田エクスプレス導入に伴って、無理な運転時分を強制する交番作成が相次いでいます。「1分の短縮は1億円の宣伝効果」式のやり方を認める訳にはいきません。また、停車時分についても、組合の試算では、客扱い時間を全く除いて、最低20数秒はかかります。従って、15秒・20秒などの非常識な停車時分を改めることを要求しています。

陸上交通機関運転労働者の労働衛生基準

右の表は、日本産業衛生学会運転労働安全委員会が、運転労働における安全対策と衛生対策について1974年に勧告した意見書の抜粋。「労働科学研究所」は、「勧告から10年をさらに大きく経過したが、その勧告内容は未だ何ら新しさを欠くものではない」としている。

分類	事項	基準
労働時間・運転時間・休憩時間	週労働時間	40時間以内(2週をこえない平均)
	24時間内労働時間	最長8時間(高速区間等7時間)
	連続運転時間	2時間以内
	休憩	4時間めまでに少なくとも30分、6時間以上60分
	休業時間	24時間以内に少なくとも連続12時間
夜間労働	深夜業	20～6時に連続4時間以上仮眠できるとき(勤務量を特定できない流し等は禁止)
	月間深夜勤回数	22～5時は月8日以内
	連続夜勤	深夜勤務は連続不可
休日・休暇	週休	各週について居住地で1日以上、平均2日
	年次有給休暇	年4週以上(希望者には連続的)